少子化対策統括本部拡大会議 (第2回)

平成22年9月9日(木) 14:30~15:00 厚生労働省 省議室(9階)

議事次第

〇 議 事

- 1. 次世代育成支援の構築に向けたこれまでの経緯について
- 2. 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱等について
- 3. 少子化対策統括本部の改組等について
- 4. その他

[配付資料]

- 資料1 次世代育成支援の構築に向けた検討経緯
- 資料2 子ども・子育で新システムの基本制度案要綱 (平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)
- 資料3 子ども・子育て新システム・今後のスケジュール (案)
- 資料4 少子化対策統括本部設置要綱 (平成22年7月30日大臣伺い定め)
- 資料5 少子化対策の推進のための体制について
- 参考資料 1 社会保障審議会少子化対策特別部会におけるこれまでの 議論のポイント(平成21年12月25日)
- 参考資料2 明日の安心と成長のための緊急経済対策(抄) (平成21年12月8日閣議決定)
- 参考資料3 平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて (平成21年12月23日)
- 参考資料4 「新成長戦略(基本方針)」について(抄) (平成21年12月30日閣議決定)
- 参考資料5 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)[概要]
- 参考資料6 「子ども・子育て新システム検討会議」について (平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)
- 参考資料7 「新成長戦略」について(抄) (平成22年6月18日閣議決定)

次世代育成支援の構築に向けた検討経緯

政権与党の政策

【民主党マニフェスト2009(抄)】

- ○「社会全体で子育てする国」「安心して子育てと教育ができる政策」
- ・安心して子どもを生み、次代を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する。
- → 子ども手当1人当たり年31万2000円(月額2万6000円)を中学校卒業まで支給
- ・ 縦割りになっている子どもに関する施策の一本化し、質の高い保育環境を整備
- → 空き教室などの活用による保育所の増設、保育ママの増員等の待機児童解消
- → 子ども家庭省(仮称)の設置の検討

社会保障審議会少子化対策特別部会 平成20年3月より、次世代育成支援のたる

- 〇平成20年3月より、次世代育成支援のための 新たな制度設計に向けた検討を開始
- 〇平成21年2月24日に第1次報告のとりまとめ
- 〇平成21年12月25日に議論の整理

明日の安心と成長のための緊急経済対策

(平成21年12月8日閣議決定)

○幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。

このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要法案を提出する。

- (ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革
- (イ) イコールフッティングによる株式会社・NPOの参入促進
- (ウ) 幼保一体化の推進

新成長戦略(基本方針)

(平成21年12月30日閣議決定)

○ 幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進等による待機児童解消

(平成22年6月18日 閣議決定)

平成22年度予算における 子ども手当等の取扱いについて

(四大臣合意)

○次世代育成支援のための検討の場における幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援の検討を進めることとあわせて、地域主権を進める観点から、サービス給付等に係る国と地方の役割分担を検討

子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)

〇 保育サービス、放課後児童クラブなど今後の子育て支援策の総合的な推進のために 策定。あわせて今後5年間の数値目標の策定

À

子ども・子育て新システム検討会議(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)

- 〇第1回 4月27日 「子ども子育て新システムの基本的方向」をとりまとめ
- 〇第2回 6月25日 「子ども子育て新システムの基本制度案要綱」をとりまとめ(6月29日少子化社会対策会議決定)

平成22年6月29日少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

I 総論

【目的】

子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育で・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】

以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】

以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

Ⅱ 基本設計

- 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村(基礎自治体)が制度 を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。
- 〇 事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。
- 実施主体は市町村(基礎自治体)とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み(子ども・子育て包括交付金(仮称))を導入する。
- 給付の内容は、以下の2種類とし、すべての子どもと子育て家庭のニーズに応じて必要な給付を保障する。
 - (1) すべての子ども・子育て家庭を対象とした基礎的な給付
 - (2) 両立支援・保育・幼児教育のための給付

1 国・都道府県の役割

- 国は、新システムの制度設計を担うとともに、市町村への子ども・子育て包括 交付金(仮称)の交付等、制度の円滑な運営のための必要な支援を行う。
- 都道府県は、広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整や市町村に対する情報提供など、市町村における制度の円滑な運営のための必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となって行う事業を行う。

2 市町村の権限と責務

- 〇 市町村は、国・都道府県等と連携し、新システムの下で、現金給付と現物給付の組合せ(配分) や給付メニューの設定(選択)など、自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計し、以下の責務の下で、当該市町村の住民に新システムのサービス・給付を提供・確保する。
 - ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
 - ② 質の確保されたサービスの提供責務
 - ③ 適切なサービスの確実な利用を支援する責務
 - ④ サービスの費用・給付の支払い責務
 - ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務

Ⅲ 給付設計

1 すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)

○ すべての子ども・子育て家庭を対象にした基礎的な給付として、子ども手当や 一時預かり、地域子育て支援等のための給付を行う。

(個人給付)

(1)子ども手当(個人への現金給付)

○ 中学生以下の子どもを対象に、子ども手当の給付を行う。

(2) 子育て支援サービス(個人への現物給付)

○ 乳幼児の良質な成育環境の確保と保護者の負担軽減の観点から、すべての乳幼児と保護者を対象とした個人への現物給付(一時預かり等)を行う。

(3) 現金給付・現物給付の一体的な提供

- 市町村の決定する枠組みの下、個人の選択に基づき、子ども手当と個人への 現物給付を組み合わせることを可能とする仕組みを検討する。
- 個人給付の一部については、市町村の選択により、以下のような仕組みで給付を行う方法を検討する。
 - ① 個人給付の一部を、就学後の学校給食費等として学校に支払うことを可能とする仕組み
 - ② 給付の趣旨が活かされた利用を促すため、個人給付の一部を、子育てサービス、教育サービス等に利用可能な利用券等の方式により給付を行うことを可能とする仕組み

(4) 妊婦健診

○ 妊婦健診について、基礎給付として新システムから給付することを検討する。

(その他の子育て支援事業)

(5) その他の地域の子育て支援事業

○ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童 館など、地域の子育て支援のための事業を給付する。

(6) 市町村独自の給付

○ 市町村の裁量により、基礎給付の上乗せや、上記の基礎給付以外の子育て支援サービスを新システムの事業として独自に給付することができる仕組みとする。

2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援 (両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

○ 幼保一体給付(仮称)や育児休業給付等、幼保一体化を含め、仕事と子育ての両立支援と、保育サービス、幼児教育を保障するために、妊娠から出産、育児休業、保育サービスの利用、放課後対策まで、切れ目のないサービスを提供する。

(1) 産前・産後・育児休業給付(仮称)

O 産前・産後・育児期における就業中断中においても安心して子どもを生み育 てることができるよう、妊娠から保育サービスまで切れ目なく給付が受けられ る仕組みとして、産前・産後・育児休業中の現金給付の一体化を、実施方法と あわせて検討する。

(2) 幼保一体給付(仮称)

- 〇 幼保一体給付(仮称)は、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等の多様なサービスに対する給付とする。
- これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。

① こども園(仮称)

- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の 撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども 園(仮称)に一体化し、新システムに位置づける。
- こども園(仮称)については、「幼保一体給付(仮称)」の対象とする。

② 小規模保育サービス

○ 主に3歳未満児に重点化した需要や、へき地などの人口減少地域などに対応するため、家庭的保育サービス、複数の家庭的保育者によるサービス、 訪問型サービス、保育所等と連携した形態による小規模サービス等について、小規模保育サービスとして新システムに位置づける。

③ 短時間利用者向け保育サービス

○ 主に3歳未満児を対象として日数や時間の短い需要に対応し、短時間労働者等が定期的に利用する形態のサービスとして、短時間利用者向け保育サービスを新システムに位置づける。

④ 早朝・夜間・休日保育サービス

○ 早朝、夜間、休日の保育ニーズに対応した保育サービスとして、早朝・ 夜間・休日保育サービスを新システムに位置づける。

⑤ 事業所内保育サービス

○ 事業所内保育サービスを、新システムに位置づける。

⑥ 広域保育サービス

○ 複数の市町村が連携して設置する保育施設、複数の事業者が共同で設置 する保育施設等について、広域保育サービスとして、新システムに位置づけ る。

⑦ 病児・病後児保育サービス

○ 体調不良・病気などの場合において必要な保育サービスを提供するものと して、病児・病後児保育サービスを新システムに位置づける。

⑧ その他サービス

※ ①~⑦について、多様な給付メニューのイメージ(別紙)

(給付の仕組み)

- 非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する。
- 利用者がサービスを選択可能な仕組みとするため、市町村の関与の下、利用 者と事業者の間の公的保育契約制度を導入する。
- 必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化を図る。
- 利用者に対し、利用したサービスの費用を確実に保障する仕組み(利用者補助方式)とし、一定の利用者負担の下にサービスが利用できるよう、公定価格を基本としつつ、現物給付する。その際、サービスの多様化の観点等を踏まえ、柔軟な制度を検討するとともに、提供される多様なサービスの特性に配慮する。

(多様な事業者の参入による基盤整備)

- 幼保一体給付(仮称)の各サービス類型ごとに、事業者を指定し、指定された事業者がサービスを提供する仕組みを導入(指定制の導入)する。
- 〇 子ども・子育てビジョンの目標達成に向け、幼保一体給付(仮称)の各サービスについて、集中的に整備する。特に、地域におけるNPO等による家庭的保育サービス、小規模保育サービス等の取組支援の拡充を図る。
- 〇 イコールフッティングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進の ため、
 - ・ サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する。
 - 施設整備費の在り方を見直す。
 - ・ 運営費の使途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等

を条件に、他事業等への活用を可能とする。

会計基準は、法人類型ごとの会計ルールに従うことを基本とする。

(サービスの安定と質の確保・向上)

- 撤退規制、情報開示等のルール化を行うことにより、サービスの安定と質の 確保を図る。
- サービスの質の向上を検討する。

(3) 切れ目のないサービスの保障

- 育児休業の給付と保育サービスを一元的な制度により保障することにより、 育児休業から保育サービスへの円滑な利用を保障する仕組みとする。
- ① 市町村の認定による保育サービスを受ける権利の付与
- ② ①と連動した市町村によるサービス提供体制確保
- ③ 短時間労働者向けサービスなどのサービスメニューの多様化
- ④ 育児休業中の給付あるいは保育サービスのいずれかが保障される仕組み

(4) 放課後児童給付(仮称)

- O 放課後児童給付(仮称)については、「小一の壁」に対応し、保育サービス利用者が就学後の放課後対策に円滑な移行を可能とするという視点に基づき、放課後の遊びの場と生活の場を提供するサービスとして、個人に対する利用保障を強化する。
- 指定事業者ごとに利用登録する仕組みを導入し、登録児童数に応じて当該指 定事業者に費用保障する仕組みを検討する。
- 小4以降も放課後児童給付(仮称)が必要な子どもにサービス提供を行う。

(5) 市町村独自の給付

○ 市町村の裁量で、両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)の上乗せ給付が可能となる仕組みを検討する。

IV 費用負担

- 社会全体で子ども・子育て支援を支えるという観点から、社会全体(国・地方・ 事業主・個人)により、必要な費用を負担する。
- 〇 両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)に、事業主・個人が拠出することを検 討する。
- 国及び地方の恒久財源の確保を前提として実施する。
- O 既存の特別会計(勘定)の活用などにより、子ども・子育て勘定(仮称)を設け、各種子ども・子育て対策の財源を統合し、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金(仮称)として、市町村に対して必要な費用を包括的に交付する。
- 〇 子ども・子育て包括交付金(仮称)の算定基礎は、児童人口などの客観的な指標を基本とするが、両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)について需要量に応じた要素を加味することなどを検討する。
- 〇 市町村は、子ども・子育て特別会計(仮称)において、子ども・子育て包括交付金(仮称)と地方からの財源をあわせ、地域の実情に応じ、給付を行う。
- 〇 事業主拠出の在り方は、社会全体で子ども・子育てを支える観点や、両立支援 における企業の果たす役割を踏まえ、企業の経済活動に対する影響などにも配慮 しながら、検討を行う。

Ⅴ 幼保一体化

- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、 新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体 化する。(再掲)
- 〇 すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するとともに、家庭における 子育て・教育にも資するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学 校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針(こども指針(仮称)) を創設する。
- こども指針(仮称)に基づき提供される幼児教育・保育について、資格の共通 化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化を推進する。
- こども園(仮称)については、現在の幼稚園、保育所、認定こども園からの円

滑な移行に配慮しつつ、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な 事業主体の参入を可能とする。

VI 新システム実施体制の一元化

○ 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討する。

Ⅶ 都道府県が行う市町村支援事業

○ 子ども・子育て支援施策のうち、広域自治体として市町村を支援する事業、社会的養護を始め都道府県事業として位置づけることが適当であると考えられる 事業について、新システムに位置づけることを検討する。

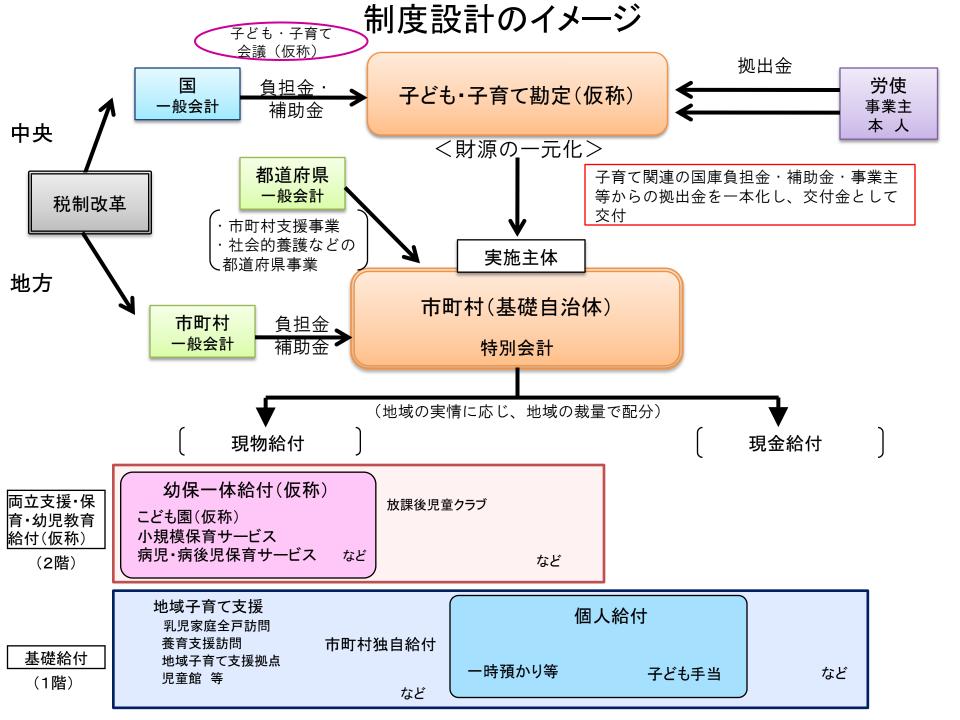
Ⅷ その他

- 〇 子ども・子育て支援のサービス・給付を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討する。
- 具体的な給付設計、費用負担等について、ワーク・ライフ・バランスを推進する 観点から制度の検討を行う。
- 給付設計に当たっては、子ども・子育て支援における地方の自主性を発揮する 観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重することを基本とする。
- 〇 まちづくりと連携して子育て支援施設の整備を推進する仕組みづくりを行う。
- すべての子どもを対象とした放課後子ども教室推進事業については、放課後児 童給付(仮称)との関係について検討する。

区 工程

- 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す。
 - ※ 国及び地方の恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施する。

- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体的提供など、23年度から実施できるものは前倒しして実施する。
- ※ 新システムの実施に当たっては、成長戦略策定会議等との連携を図る。
- ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめとした国と地方の役割に関する具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携を図る。



● 幼稚園・保育所の一体化

幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化。

● 給付の一体化

幼保一体給付(仮称)による財政支援

● 機能の一体化

適切なサービスの確

実な利用を支援

- こども指針(仮称)の創設(幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合)
 - → すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障。家庭における子育で・教育にも資する。小学校学習指導要領との整合性・ 一貫性の確保。
- ・ 資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化の推進
- 多様な事業主体の参入

学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入が可能。



多様な事業主体の参入

~指定制の導入(客観的基準を満たせば多様な事業者の参入が可能)~

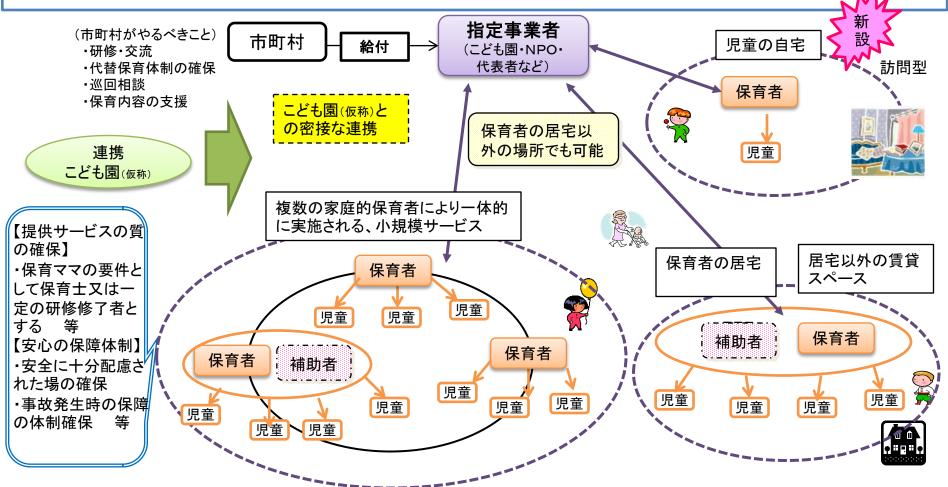
学校法人 社会福祉法人

株式会社

NPO

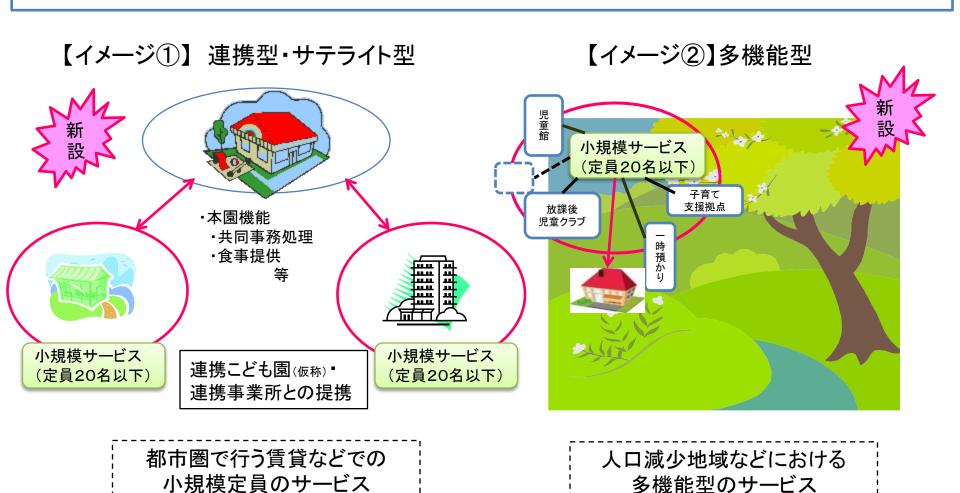
イメージ②-1 小規模保育サービス①

- **少人数を対象とするきめ細やかな保育** 少人数制で、一人ひとりの発達状況、体調などにきめ細やかに対応可能。
- 家庭的な環境の提供(主に3歳未満児を対象) 主に3歳未満児を対象として、家庭的な保育サービスを提供。
- 訪問型によるサービスを新設



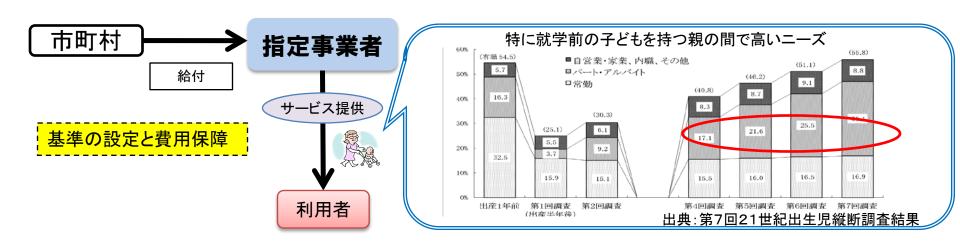
イメージ②-2 小規模保育サービス②

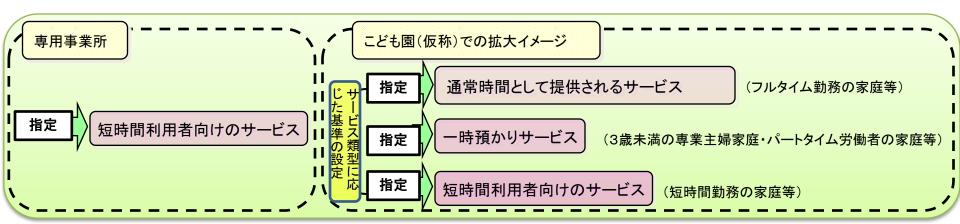
- 独立したサービス類型の創設と独自の基準設定
 - 3歳未満児に重点化した需要に対応 3歳未満児に特化したサービス類型の推進
 - へき地などの人口減少地域などにおける小規模保育サービス6~19人定員のサービス類型の創設等



イメージ③ 短時間利用者向け保育サービス

- 主に3歳未満の子どもを持つ親の高いニーズへ対応する専用サービス類型の創設 実績上も、就学前の子どもを持つ親の間で、短時間利用できる保育を求めるニーズが高いことを 踏まえ、日数、時間の短い需要に対応し、パートタイム労働者等が定期的に使う専用サービスを提供
- サービス類型に応じた基準の設定と費用保障によるサービス体制の確保
- 幼保一体化と連動し、こども園(仮称)におけるサービス拡大

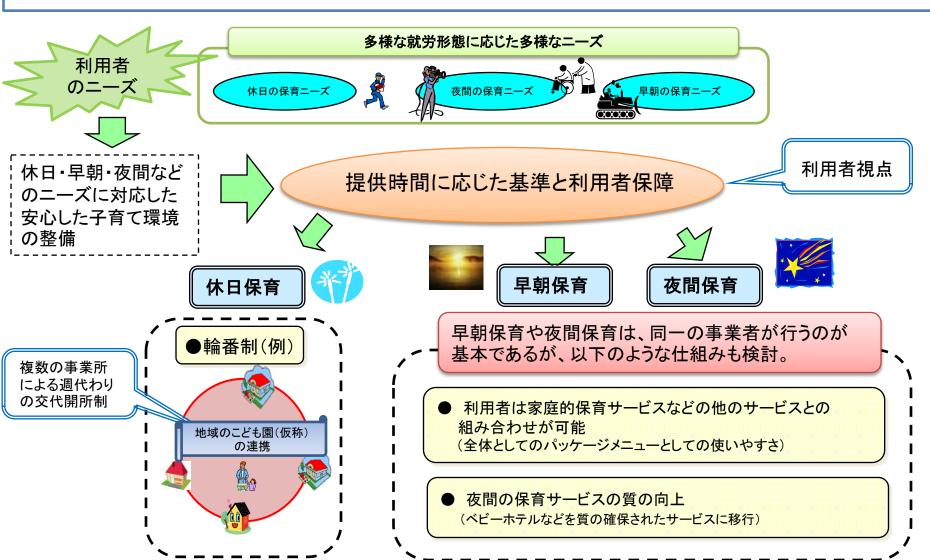




イメージ④ 早朝・夜間・休日保育サービス

● 親の多様な就労形態に対応する安心な子育て環境の整備

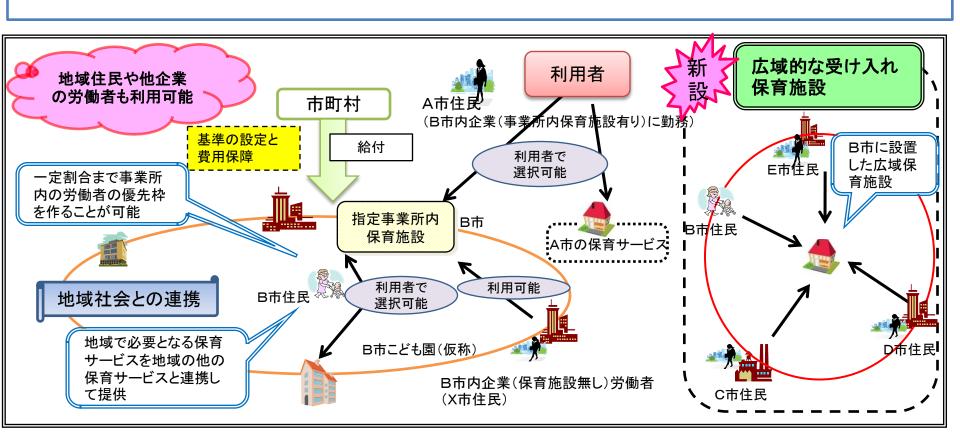
早朝、夜間、休日にも対応する保育サービスを提供し、多様な就労形態にあっても、安心して子育てできる環境を整備



イメージ⑤・⑥ 事業所内保育・広域保育サービス

- 子育てをしながら働く労働者が安心して仕事と子育てを両立できる環境の整備 居住地だけでなく、職場の近くのこども園(仮称)も利用可能に。 勤務時間に合わせた保育が可能に
- 企業の人材確保とその定着に貢献 <u>企業にメリット</u>
- 地域社会への貢献 事業所内のこども園(仮称)が地域の他の保育サービスと連携

地域にメリット

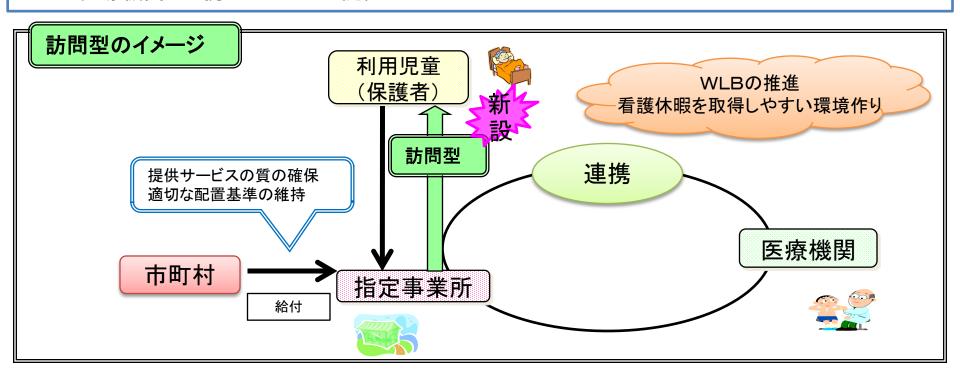


イメージ⑦ 病児・病後児保育サービス

- 子どもの態様に応じた利用
 - すべてのこども園(仮称)で看護師を配置することにより体調不良児への対応を強化 すべてのこども園(仮称)で看護師を配置(安全性と利便性の向上) (保育時間中に体調が悪くなった場合など)
 - 施設型病児・病後児保育の提供(単独型、こども園(仮称)・医療機関併設型等を指定)
 (感染症等専用の保育を必要とする場合など)

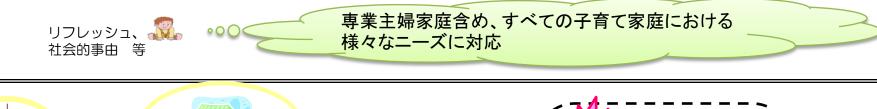
事業主体が、安定的に運営できるよう、病児・病後児保育サービスの特性を踏まえた稼働率で算定するなど、実態に見合った評価体制・給付体系の構築

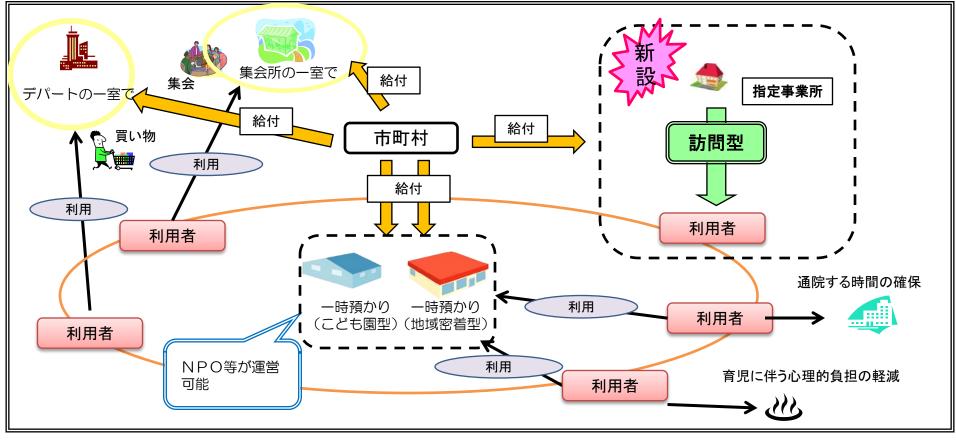
• 訪問型の新設(指定事業者)の検討 研修を受けた看護師・保育士等による訪問 医療機関と連携したサービス提供

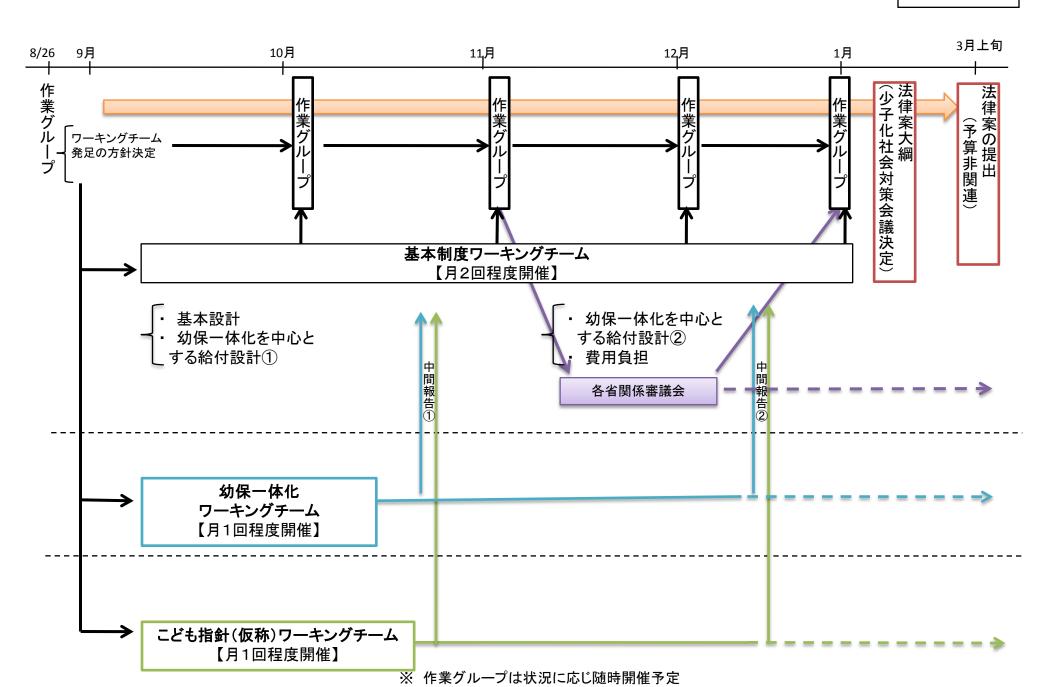


(参考) 一時預かり(イメージ)

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、 こども園(仮称)その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。
- 市町村の他、NPO等も主体として活躍。







少子化対策統括本部設置要綱

平成22年7月30日 大臣伺い定め

1 目的

少子化は我が国の直面する最大の課題であることを踏まえ、次の(1)及び(2)を推進するため、厚生労働省内に「少子化対策統括本部」(以下「本部」という。)を設置する。

- (1)社会保障関連施策・労働関連施策を総動員し、厚生労働行政における少子 化対策を一元的かつ制度横断的に検討・推進すること
- (2) 厚生労働行政のあらゆる施策を少子化対策の推進という観点から捉え直して展開すること

2 本部の構成

- (1)省内に、厚生労働大臣が指名する厚生労働大臣政務官を長とする本部を設置する。
- (2)本部に本部長代理及び副本部長を置く。
- (3) 本部長代理は、厚生労働事務次官及び厚生労働審議官とし、副本部長は、 雇用均等・児童家庭局長とする。
- (4) 本部に本部員を置き、本部員は別紙1に掲げる職にある者とする。ただし、 本部長が必要があると認めるときは、本部員を追加することができる。

3 本部の運営

- (1)本部長は、上記1(1)の目的のため、コア会議を開催する。
- (2) コア会議のメンバーは、本部長、本部長代理、副本部長及び政策統括官(社会保障担当)とする。
- (3) 本部長は、上記1(2)の目的のため、拡大会議を開催する。
- (4) 拡大会議のメンバーは、コア会議のメンバーに加え、全本部員とする。
- (5) 本部長は、必要に応じ、コア会議及び拡大会議にその構成員以外の者の参加を求めることができる。

4 事務局

- (1) 本部に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長、事務局長代理、検討チーム及び少子化対策推進室を置く。
- (3) 事務局長は政策統括官(社会保障担当)とし、事務局長代理は大臣官房審議官(少子化対策担当)とする。
- (4) 検討チームの構成員は、本部長が指名した者とする。
- (5) 少子化対策推進室は、本部長直属とし、特に上記 1 (1) の検討を行う。
- (6) 少子化対策推進室の構成員は、本部長が指名した者とする。
- (7) 事務局の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省大臣官房総務課において処理する。

5 附則

この要綱は、平成22年7月30日から施行する。

別紙

大臣官房長 総括審議官 職業安定局長 保険局長 保険局長 年金管理審議官 政策統括官(社会保障担当) 政策統括官(労働担当)

少子化対策統括本部設置要綱 (新旧対照表)

(平成22年7月30日 大臣伺い定め)

(下線の部分は改正部分)

改正後

1 目的

少子化は我が国の直面する最大の課題であることを踏まえ、次の(1)及び(2)を推進するため、厚生労働省内に「少子化対策統括本部」(以下「本部」という。)を設置する。

- (1) 社会保障関連施策・労働関連施策を総動員し、 厚生労働行政における少子化対策を一元的か つ制度横断的に検討・推進すること
- (2) 厚生労働行政のあらゆる施策を少子化対策の 推進という観点から捉え直して展開すること
- 2 本部の構成
- (1) 省内に、<u>厚生労働大臣が指名する厚生労働大臣</u> 政務官を長とする本部を設置する。
- (2) 本部に本部長代理及び副本部長を置く。
- (3) 本部長代理は、<u>厚生労働事務次官及び厚生労働</u> 審議官とし、副本部長は、<u>雇用均等・児童家庭</u> 局長とする。
- (4) 本部に本部員を置き、本部員は<u>別紙</u>に掲げる職にある者とする。ただし、本部長が必要があると認めるときは、本部員を追加することができる。
- (5) (削除)
- 3 本部の運営
- (1) 本部長は、上記 1 (1)の目的のため、コア会議を 開催する。
- (2) コア会議のメンバーは、本部長、本部長代理、 <u>副本部長及び政策統括官(社会保障担当)</u>とする。
- (3) 本部長は、上記1(2)の目的のため、拡大会議を

改正前

1 目的

少子化は我が国の直面する最大の課題であることを踏まえ、次の(1)及び(2)を推進するため、厚生労働省内に「少子化対策統括本部」(以下「本部」という。)を設置する。

- (1) 社会保障関連施策・労働関連施策を総動員し、 厚生労働行政における少子化対策を一元的か つ制度横断的に検討・推進すること
- (2) 厚生労働行政のあらゆる施策を少子化対策の 推進という観点から捉え直して展開すること
- 2 本部の構成
- (1) 省内に、<u>厚生労働審議官</u>を長とする本部を設置 する。
- (2) 本部に本部長代理<u>、総括副本部長及び副本部長</u> を置く。
- (3) 本部長代理は、<u>大臣官房長とし、総括副本部長は、雇用均等・児童家庭局長とし、</u>副本部長は、 政策統括官(社会保障担当)及び政策統括官(労 働担当)とする。
- (4) 本部に本部員を置き、本部員は<u>別紙1</u>に掲げる 職にある者とする。ただし、本部長が必要があ ると認めるときは、本部員を追加することがで きる。
- (5) 本部の下に幹事を置き、幹事は別紙2に掲げる職にある者とする。
- 3 本部の運営
- (1) 本部長は、上記 1 (1)の目的のため、コア会議を 開催する。
- (2) コア会議のメンバーは、本部長、本部長代理<u>、</u> 総括副本部長及び副本部長とする。
- (3) 本部長は、上記1(2)の目的のため、拡大会議を

開催する。

- (4) 拡大会議のメンバーは、コア会議のメンバーに加え、全本部員とする。
- (5) 本部長は、必要に応じ、コア会議及び拡大会議 にその構成員以外の者の参加を求めることが できる。
- 4 事務局
- (1) 本部に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長、<u>事務局長代理、検討チーム</u> 及び少子化対策推進室を置く。
- (3) 事務局長は<u>政策統括官(社会保障担当)</u>とし、 <u>事務局長代理は大臣官房審議官(少子化対策担</u> 当)とする。
- (4) <u>検討チームの構成員は、本部長が指名した者と</u> する。
- (5) 少子化対策推進室は、本部長直属とし、特に上記1(1)の検討を行う。
- (6) 少子化対策推進室の構成員は、本部長が指名した者とする。
- (7) 事務局の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生 労働省大臣官房総務課において処理する。
- 5 附則

この要綱は、<u>平成22年7月30日</u>から施行する。

別紙

大臣官房長

総括審議官

職業安定局長

保険局長

年金管理審議官

政策統括官(社会保障担当)

開催する。

- (4) 拡大会議のメンバーは、コア会議のメンバーに 加え、全本部員とする。
- (5) 本部長は、必要に応じ、コア会議及び拡大会議 にその構成員以外の者の参加を求めることが できる。
- 4 事務局
- (1) 本部に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長、<u>副事務局長、少子化対策推</u> 進室及び拡大推進チームを置く。
- (3) 事務局長は<u>総括審議官とし、副事務局長は大臣</u> 官房審議官(少子化対策担当)とする。
- (4) 少子化対策推進室は、本部長直属とし、特に上記1(1)の検討を行う。
- (5) 少子化対策推進室の構成員は、本部長が指名した者とする。
- (6) 拡大推進チームは、主に上記1(2)を行う。
- (7) 拡大推進チームの構成員は、本部長が指名した者とする。
- (8) 事務局の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生 労働省大臣官房総務課において処理する。
- 5 附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

別紙 1

総括審議官

技術総括審議官

大臣官房審議官(少子化対策担当)

大臣官房統計情報部長

医政局長

健康局長

政策統括官(労働担当)

労働基準局長

労働基準局勤労者生活部長

職業安定局長

職業能力開発局長

社会•援護局長

社会·援護局障害保健福祉部長

老健局長

保険局長

年金局長

社会保険庁総務部長

別紙 2

(削除)

別紙 2

大臣官房人事課長

大臣官房参事官(人事担当)

大臣官房総務課長

大臣官房参事官(総務担当)

大臣官房会計課長

大臣官房参事官(会計担当)

大臣官房地方課長

大臣官房参事官(地方担当)

大臣官房厚生科学課長

大臣官房統計情報部企画課長

医政局総務課長

健康局総務課長

労働基準局総務課長

労働基準局勤労者生活部企画課長

職業安定局総務課長

職業能力開発局総務課長

雇用均等・児童家庭局総務課長

社会·援護局総務課長

社会·援護局障害保健福祉部企画課長

老健局総務課長

保険局総務課長

年金局総務課長

参事官(社会保障担当)

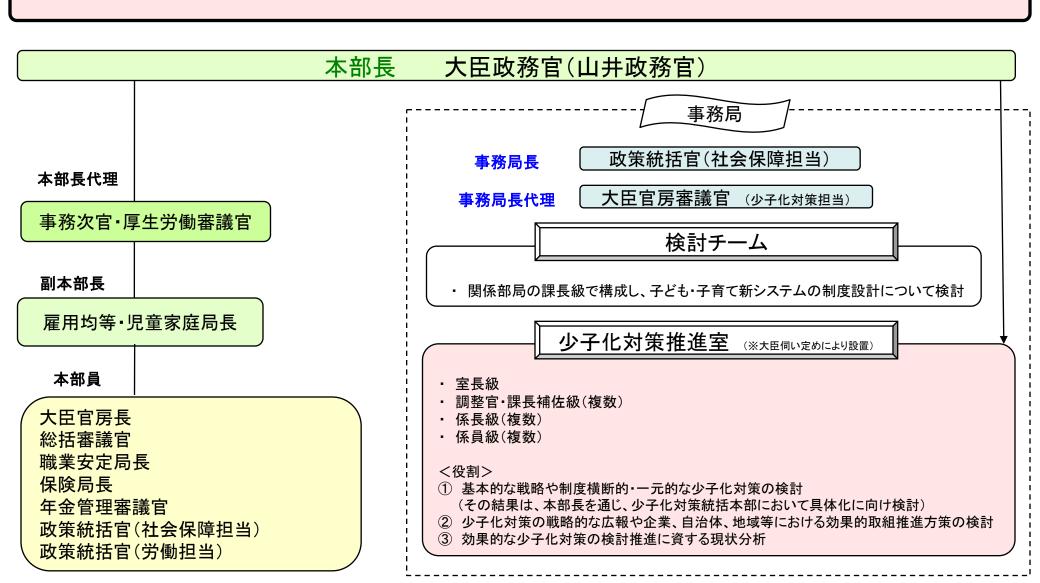
参事官(労働政策担当)

社会保険庁総務部総務課長

少子化対策の推進のための体制について

「少子化対策統括本部設置要綱」(平成22年7月30日大臣伺い定め)

○ 少子化対策を一元的かつ制度横断的に検討し、推進する体制を整備する。



〇 少子化対策統括本部

【本部長】

厚生労働大臣が指名する厚生労働大臣政務官(山井政務官)

【本部長代理】

厚生労働事務次官 厚生労働審議官

【副本部長】

雇用均等・児童家庭局長

【本部員】

大臣官房長

総括審議官

職業安定局長

保険局長

年金管理審議官

政策統括官(社会保障担当)

政策統括官(労働担当)

〇 事務局

【事務局長】

政策統括官(社会保障担当)

【事務局長代理】

大臣官房審議官(少子化対策担当)

【少子化対策推進室】 ※室員は少子化対策統括本部の本部長が指名

<室長> 雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室長

〈次長〉 雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室子ども・子育て支援調整官

雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室長補佐

雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室長補佐

雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室長補佐

雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室長補佐

政策統括官付社会保障担当参事官室長補佐

政策統括官付政策評価官室長補佐

政策統括官付労働政策扣当参事官室長補佐

国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部第一研究室長

独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員

<室員> 雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室企画調整係長

雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室計画係長

雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室子育て支援係長

雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室企画調整係

雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室企画調整係

子ども・子育て新システムの検討体制について

【少子化対策統括本部】

本 部 長 山井政務官 本部長代理 事務次官・厚生労働審議官 雇用均等 · 児童家庭局長 副本部長 官房長、総括審議官、職業安定局長、保険局長、年金管理審議官、政策統括官(社会保 本 部 員 障担当)、政策統括官(労働政策担当)、 事務局長 政策統括官(社会保障担当) 大臣官房審議官(雇用均等・児童家庭、少子化対策担当) 事務局長代理 検討チーム ※検討チームの構成員は少子化対策統括本部の本部長が指名

子ども・子育て新システム制度本体検討チーム

雇用均等・児童家庭局総務課長、少子化対策企画室長、虐待防止対策室長、 子ども・子育て支援調整官、職業家庭両立課長、家庭福祉課長、母子家庭等自立支援室長、 育成環境課長、子ども手当管理室長、保育課長、母子保健課長

拠出金検討チーム

雇用均等·児童家庭局総務課長、少子化対策企画室長、保険局保険課長、国民健康保険課長、 年金局年金課長、事業企画課長、事業管理課長

出産手当金・育児休業給付検討チーム

雇用均等·児童家庭局総務課長、少子化対策企画室長、職業家庭両立課長、 職業安定局雇用保険課長、保険局保険課長、年金局事業管理課長

社会保障審議会少子化対策特別部会におけるこれまでの議論のポイント(事務局整理)

この資料は、平成21年2月の第1次報告並びに平成21年5月以降の 少子化対策特別部会及び保育第1・第2専門委員会における議論を踏 まえ、事務局において、議論のポイントを整理したもの。

少子化対策特別部会におけるこれまでの議論のポイント

- へ ○ 少子化対策としては、すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ、<u>保育・放課後児童クラブ・</u> 地域**の子育て支援をはじめとするサービスの抜本的拡充が必要。**
- 少子化対策は、持続可能な我が国の社会を構築するための「未来への投資」であり、<u>社会全体で費用</u> **を負担する仕組み(財源確保)**が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような**子育て支援のための包括的・一元的な制度づくりが必要**。
- 育児休業~保育~放課後対策への

 切れ目のないサービス保障
 - すべての子育て家庭への支援

② 利用者(子ども)中心

潜在化した需要を顕在化

多様な利用者ニーズへの対応

(3)

(4)

女性の就労率向上を踏まえた潜在需要に対応した量的拡大

地域の実情に応じたサービス提供

安定的・継続的に費用確保



子育て支援サービスのための 包括的・一元的な制度を構築



利用者への例外のないサービス保障
※必要な子どもに例外なく保育サービスを受ける
地位の付与(認定)

サービス選択可能な仕組み

※市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約



多様なサービスメニュー

(例)家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援拠点 等

質の確保された事業者の参入促進

※客観的な基準に基づく指定制の導入

サービスの質の向上



基礎自治体(市町村)が実施主体



社会全体(国・地方・事業主・本人)による費用負担(財源確保)

ポイント①

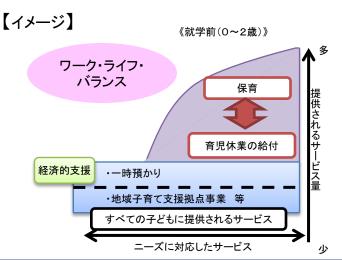
育児休業〜保育〜放課後対策への切れ目のないサービス保障



子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度を構築

すべての子育て家庭への支援

- 少子化の背景にある、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解消するため、
- ① 働き方の改革による仕事と生活の調和の実現
- ② 様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築を、少子化対策として一体的に取り組む。
- 様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築の実現のためには、社会全体で費用を負担する仕組みによる財源確保が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援サービスのための包括的・ 一元的な制度の構築が必要。
- 例) 現状では、様々な考え方・仕組みのもとで給付・財源がバラバラであることから、これら給付・財源を一体的に提供できる仕組みが必要。
- 少子化対策としては、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」を基本として、仕事と子育ての両立を支援する給付を組み合わせる。その際、ライフステージ、働き方に応じ、育児休業~保育サービス~放課後対策への切れ目のないサービス等が保障され、すべての子育て家庭に対し、必要となる子育て支援が提供されることが必要。
 - ・ 保育サービスの質的・量的拡充
 - 放課後児童クラブの質的・量的拡充
 - ・ すべての子育て家庭に対し、必要な子育て支援サービスが提供される仕組み
- 女性の就業率の高まりに対応したスピード感のあるサービスの抜本的拡充とともに、 児童人口減少地域における保育機能の維持等の課題にも対応。



ポイント②(保育サービス)

利用者(子ども)中心

潜在化した需要を顕在化



利用者への例外のないサービス保障

※必要な子どもに例外なく保育サービスを受ける地位の 付与(認定)

サービス選択可能な仕組み

※市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約

〇 市町村の実施責務を法制度上明示

・ ①例外ない公的保育サービスの保障責務、②質の確保された公的保育サービスの提供責務、③適切なサービスが確実に受けられるようにする利用支援責務、④保育サービス費用の支払義務

○ 例外のない保育サービス保障(潜在需要を顕在化)

- ・ 保護者の就労形態を問わず、「保育が必要な」子どもに例外なく保育サービスを受ける地位を付与(「保育に欠ける」という仕組みの見直し)。
- 利用者が希望する保育サービスの利用開始までの間、市町村は多様なサービスメニューの中から補完利用できるようにする ことが必要。

○ 市町村が、客観的な基準に基づき、保育の必要性・量を認定

- ※併せて優先的利用確保についても、市町村が認定する仕組み。
- ・ 必要量は、3歳未満の子どもには週当たり2~3区分を月単位で設定、3歳以上の子どもには区分なしを基本。
- ・ 虐待事例などは市町村の斡旋等により適切に受入れ。

○ 利用者と保育所が公的保育契約(サービス選択可能な仕組み)

- ※現行の市町村から保育所に委託する仕組みを見直し、公の財政事情等によってサービス抑制が働かない仕組みへ。
- ・ 利用者(子ども)中心の視点に立ち、市町村の実施責務の下、利用者と事業者の公的保育契約を締結し、サービスを提供。
- ・ 市町村において子育て支援全般に係るコーディネート機能や苦情解決の仕組みが必要。

○ 利用者に対し利用したサービスを費用保障(給付) + 保育所等による法定代理受領

- 年齢、地域、規模、時間帯などに応じた単価設定(公定価格による質の保障と安定的事業運営への配慮)。
- 保育料は保育所等に納付することを基本に、保育料の滞納には市町村が利用者からの保育料の納付に関与する仕組みを検討。



ポイント③

多様な利用者ニーズへの対応 女性の就労率向上を踏まえた

潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー (例)家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援拠点等

質の確保された事業者の参入促進

※客観的な基準に基づく指定制の導入

サービスの質の向上

|〈仕事と子育ての両面を支援するサービス〉

O 多様な保育サービス類型の導入 ・ すべての子どもに対する公的保育を保障する観点と、多様な利用者ニーズへの対応の観点から、多様なサービス類型を導入

(別紙1参照)。

- 例)家庭的保育、小規模サービス、短時間勤務等、早朝・夜間・休日保育、事業所内保育等
- 〇 児童人口減少地域における対応
- ・ 児童人口減少地域において、子どもに質の高い保育を保障するため、小規模サービス、多機能型サービス等の検討。
- │○ 指定制の導入と市町村のサービス提供確保の義務
- 多様な利用者ニーズへ対応し、多様なサービス類型のそれぞれごとに質の確保された事業者の参入促進を図るため、客観的な 基準(通常保育については最低基準)に基づく指定制を導入。
- ・ 裁量的な認可により、地方自治体の財政事情等による抑制が働かない仕組みの改革。・ 市町村による計画的なサービス基盤整備と児童人口の減少地域等における供給過多による弊害回避。
- 〇 質の確保された事業者の参入促進
 - ・ 施設整備費については、運営費に相当額(減価償却費相当)の上乗せを検討(当面の集中的整備促進等のための施設整備補助は維持)。
 - ・ 認可外保育施設の最低基準到達支援
 - ・ 適正なサービスの確保、サービスの休廃止時のルールが必要。
 - 道府県と市町村の役割の整理等についても考慮。

 ・ 運営費の使涂制限は、保育サービスの特質を考慮し、配当なども含め、一定のルールが必要。また、会計処理については、法

質の確保のための指導監督が従来よりも重要な役割を果たすべきであるが、そのための実施体制の確保策を検討。その際、都

- ・ 運営費の使途制限は、保育サービスの特質を考慮し、配当なども含め、一定のルールが必要。また、会計処理については、法 人種別ごとの会計処理を検討。
- 〇 サービスの質の向上
 - ・ 保育所に求められる役割等の高まりに対応した職員配置、保育の質の維持・向上を図るための安定雇用や保育士の処遇改善を 可能とする仕組み、研修の制度的保障、ステップアップの仕組み等。
 - 指導監査とともに、情報公表・評価等の仕組み。

ポイント③(続き)

〇 病児・病後児保育の量的拡充

- ・ 病児・病後児保育は、ニーズも高く、セーフティネットとして重要な役割。働き方の見直しに取り組みつつ、量的拡充が必要。
- ・ 施設型と非施設型の役割、医師との連携等について検討。

○ 放課後児童クラブの量的・質的拡充

- ・ 質の確保を図りつつ、量的拡充を図ることが重要。小学校の活用とともに、財源保障を強化し、人材確保のための処遇改善が必要。
- 市町村の実施責任、保障の仕組みの強化、質を確保するための緩やかな基準の必要性、人材確保のための処遇改善等を検討。

〈すべての子育て家庭を支援する基本サービス〉

- 多様なニーズに対応できる一時預かりの受け皿の拡大
 - ・ 一時預かりは、乳幼児のいる子育て家庭の多様なニーズに対応する基本サービスとして、保障を充実。
 - 今後の需要の拡大が見込まれる中、多様な主体、多様なサービス提供方法を活用した受け皿拡大。

○ 地域子育て拠点事業等地域の子育て支援の充実

・ 子育ての孤立感、負担感の解消に資する地域子育て支援拠点、遊びを通じた子どもの育成を基盤とした児童館事業等、地域特性に応じた柔軟な地域の子育て支援の取組を支援する枠組みの検討。

○ 社会的養護を必要とする子ども等、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する施策の充実。

- ・ 施設に入所している子どもの心のケアや家庭復帰へ向けた支援、年齢に応じた設備などにより子どもの状態や年齢に応じたケアが実施できるよう、施設機能や配置基準などの見直しが必要。
- ・ 施設機能の見直しのみならず、地域で生活する要保護児童への支援の充実や施設と地域資源の連携も必要。

ポイント4

地域の実情に応じたサービス提供

安定的・継続的に費用確保



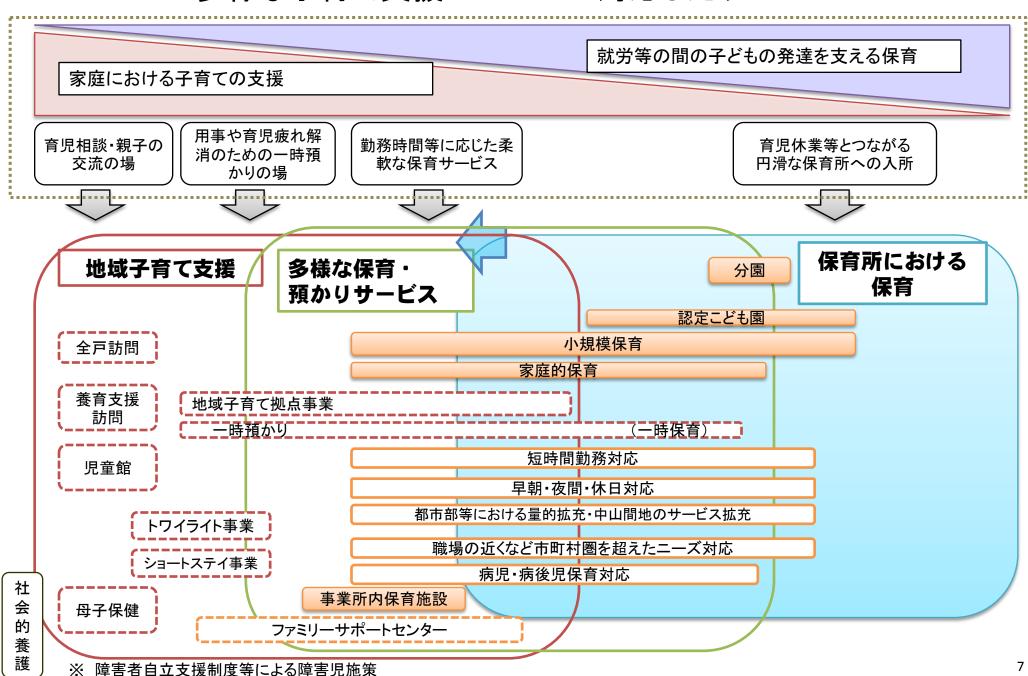
基礎自治体(市町村)が実施主体

社会全体(国・地方・事業主・本人)による 費用負担(財源確保)

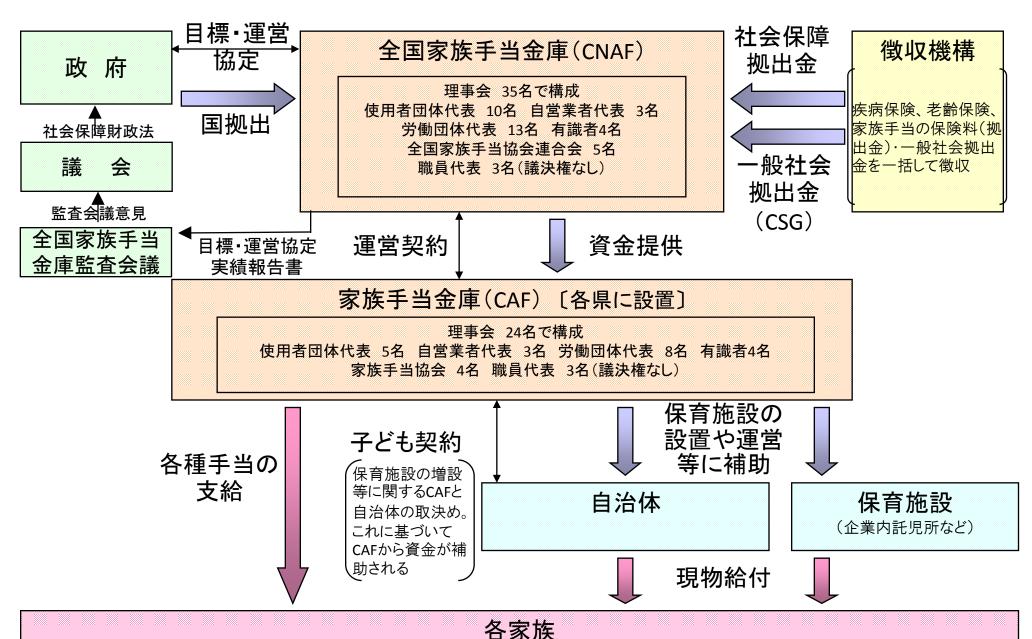
- 地域の実情に応じたサービス提供を図るため、基礎自治体(市町村)が制度の実施主体。
- 新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠。
- 現行のサービスの類型によって財源構成も給付も異なる仕組みから、包括的・一元的な制度の構築へ。
- 社会全体(国・地方・事業主・個人)で重層的に支え合う仕組みが必要であることを前提に、新たな制度体系の全体像を検討する中で、 以下の点につき、引き続き議論。
 - 新たな制度体系によって増大する費用を国・地方・事業主・個人で適切に役割分担する仕組み
 - 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み
 - 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み。
 - ・ 社会全体で支え合うことを前提に、誰でも大きな負担感なく一定の負担で利用できるようにした上で、低所得者にも配慮 する仕組み 等
- ※ 例えば、フランスでは「全国家族手当金庫」により、子育て支援に係る財源を一元的に管理し、労使・利用者等の関係者が 運営に参画し、資金を給付(別紙2参照)。

多様な子育て支援のニーズに対応したサービス

【別紙1】



フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ



「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抄)

~平成21年12月8日 閣議決定~

1. 雇用

-緊急対応策を強化するとともに、雇用戦略を推進する。

(5)保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

く具体的な措置>

〇待機児童解消への取組

- ・地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充する。
- ・沖縄県においては、独自の事業基金を活用した補助制度の見直しにより認可外保育施設の認可 化や質の向上の取組を推進する。

〇母子家庭等の在宅就業支援

・仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治 体の取組をさらに推進する。

〇「育児・介護休業トラブル防止指導員(仮称)」の設置

「育休切り」等のトラブル防止のための周知・指導や相談を実施する。

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抄)

~平成21年12月8日 閣議決定~

6. 「国民潜在力」の発揮

―「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

(1)「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

①制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

く具体的な措置>

○幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

- ― 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

(ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

(イ)イコールフッティングによる株式会社・NPOの参入促進

- ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。
- ・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

(ウ)幼保一体化の推進

・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

- 1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を 平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支 給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - (1)中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額 13,000円を支給する。
 - (2)所得制限は設けない。
 - (3)子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手 当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童 手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担 する。
 - (4)(3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - (5)公務員については、所属庁から支給する。
 - (6)現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
- 2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年 度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて 平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通 常国会に提出する。

- 3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。
- 4. 3. の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当 内閣府特命担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

「新成長戦略(基本方針)」について(抄)

~平成21年12月30日 閣議決定~

~子どもの笑顔のあふれる国・日本~

【2020年までの目標】

『誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の実現による出生率の継続的上昇を通じ、人口の急激な減少傾向に歯止め』

『速やかに就学前・就学期の待機児童を解消』

『出産・子育ての後、働くことを希望するすべての人が仕事に復帰』

【主な施策】

- 幼保一体化を含む各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進
- 育児休業の取得期間・方法の弾力化(育児期の短時間勤務の活用等)
- 子どもの安全を守るための社会環境の整備

(子どもは成長の源泉)

我々は周りの人々の笑顔を我が歓びと感じ、幸せを実感することにより、生きていく力を与えられる。子どもの笑顔が、家族の笑顔に広がり、地域や職場での笑顔に広がる。社会が笑顔であふれることが、日本が活力を取り戻し、再び成長に向かうための必要条件である。我々は、将来の成長の担い手である子どもたちを、社会全体で育てていかなければならない。

(人口減少と超高齢化の中での活力の維持)

70 年代後半以降、出生率が低下傾向に転じ、深刻な少子化が顕在した90 年代以降、累次の対策が講じられたが、公的支出や制度・規制改革において抜本的な対策が実施されず、少子化傾向に歯止めがかかっていない。2005 年には日本の総人口は減少に転じ、現在の出生率の見通しのままでは2050 年の人口は9,500 万人と推計される。将来にわたって、良質な労働力を生み出し、日本の活力を維持するために、今こそ大きな政策転換が求められる。

このため、子ども手当の支給や高校の実質無償化を実行に移し、すべての子どもたちの成長を支える必要がある。また、子育て世代は、消費性向が高く、これらの支援は消費拡大・需要創造の面からも効果が高い上、子ども関連産業の成長にも高い効果をもたらす。

誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を実現することは、女性が働き続けることを可能にするのみならず、女性の能力を発揮する機会を飛躍 的に増加させ、新たな労働力を生み出すとともに、出生率の継続的上昇にもつながり、急激な人口減少に対する中長期的不安を取り除くことになる。 また、子どもの安全を守り、安心して暮らせる社会環境を整備する。

このため、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進、放課後児童クラブの開所時間や対象年齢の拡大などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、2020年までに速やかに就学前・就学期の潜在需要も含めた待機児童問題を解消する。また、育児休業の取得期間・方法の弾力化(育児期の短時間勤務の活用等)、育児休業取得先進企業への優遇策などにより、出産・育児後の復職・再就職の支援を充実させ、少なくとも、2017年には、出産・育児後に働くことを希望するすべての人が仕事に復帰することができるようにする。

参考資料 5

子どもと子育てを応援する社会

家族や親が子育てを担う

≪個人に過重な負担≫



社会全体で子育てを支える

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

基本的考え方

1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切にする
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

3つの大切な姿勢

○ 生命(いのち)と育ちを大切にする

○ 困っている声に応える

○ 生活(くらし)を支える

目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
 - ・子ども手当の創設
 - ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
 - ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
 - ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- (4)安心して妊娠・出産できるように
 - ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
 - ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
 - ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
 - ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
 - ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
 - ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
 - ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
 - ・小児医療の体制の確保
- (7)ひとり親家庭の子どもが困らないように
 - ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
- (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
 - ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
 - ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
 - ・乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
 - ・地域子育て支援拠点の設置促進
 - ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
 - ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
 - ・NPO法人等の地域子育て活動の支援
- (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように
 - ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
 - ・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)

2 「希望」がかなえられる

○ 格差や貧困を解消する

○ 生活、仕事、子育てを総合的に支える

○ 持続可能で活力ある経済社会が実現する

・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

- (11) <u>働き方の見直しを</u>
 - ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組 の推進
 - 長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
 - ・テレワークの推進
 - ・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

- ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
- ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
- ・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
- ・入札手続等における対応の検討

主な数値目標等

安心できる 妊娠と出産

〔現状〕

〔H26目標值〕

ONICU(新生児集中治療管理室)病床数 (出生1万人当たり)

21.2床 ⇒ 25~30床

○不妊専門相談センター

55都道府県市 ⇒ 全都道府県·指定都市·中核市

潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の解消

〔現状〕

〔H26月標值〕

○平日昼間の保育サービス (認可保育所等) (3歳未満児の保育サービス利用率) 215万人 ⇒ 241万人 (75万人(24%)) (102万人(35%)) ⇒ 241万人

○延長等の保育サービス

79万人 ⇒ 96万人

〇病児・病後児保育(延べ日数)

31万日 ⇒ 200万日

○認定こども園

358か所 ⇒ 2000か所以上 (H24)

○放課後児童クラブ

81万人 ⇒ 111万人

社会的養護の充実

〔現状〕 〔H26月標值〕

○里親等委託率

10.4% ⇒ 16%

〇児童養護施設等における小規模グループケア 446か所 ⇒ 800か所 地域の子育で力 の向上

〔現状〕

〔H26月標值〕

○地域子育て支援拠点事業

7100か所 ⇒ 10000か所

(市町村単独分含む)

570市町村 ⇒ 950市町村

〇一時預かり事業(延べ日数)

348万日 ⇒ 3952万日

○商店街の空き店舗の活用による子育て支援

○ファミリー・サポート・センター事業

49か所

⇒ 100か所

男性の育児参加 の促進

〔現状〕 〔H26目標值〕

○週労働時間60時間以上の雇用者の割合

10%

⇒ 半減 (H29) *参考指標

○男性の育児休業取得率

1.23%

⇒ 10% (H29) *参考指標

〇6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事

60分

⇒ 2時間30分 (H29)

*参考指標

関連時間(1日当たり)

〔現状〕

〔H26月標值〕

子育てしやすい 動き方と企業の取組

○第1子出産前後の女性の継続就業率

38%

⇒ 55% (H29)*参考指標

○次世代認定マーク(くるみん)取得企業数

652企業

⇒ 2000企業

「子ども・子育て新システム検討会議」について

平成 22 年 1 月 29 日 少子化社会対策会議決定

1 趣旨

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」(以下、「会議」という。)を開催する。

2 構成員

会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

(共同議長) 内閣府特命担当大臣(行政刷新)·国家戦略担当大臣 内閣府特命担当大臣(少子化対策)

(構成員) 総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

その他、必要に応じて議長が指名する者

3 作業グループ

会議の下に「作業グループ」を設置する。作業グループの構成員は、会議の構成員たる府省の副大臣又は政務官及び必要に応じて議長が指名する者とする。

4 スケジュール

平成 22 年 6 月を目途に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷 新会議及び成長戦略策定会議に報告する。

5 庶務

会議の庶務は、厚生労働省、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議 ||

行政刷新会議

成長戦略策定会議







「子ども・子育て新システム検討会議」

(共同議長) 荒井 聰 国家戦略担当大臣

玄葉 光一郎 内閣府特命担当大臣(少子化対策) 蓮 舫 内閣府特命担当大臣(行政刷新)

(構成員) 原口 一博 総務大臣

野田 佳彦 財務大臣

川端達夫文部科学大臣長妻昭厚生労働大臣

直嶋 正行 経済産業大臣

古川 元久 内閣官房副長官(衆・政務)

「作業グループ」

(主 査)泉 健太 内閣府大臣政務官(少子化対策)

(構成員) 小川 淳也 総務大臣政務官

大串 博志 財務大臣政務官

高井 美穂 文部科学大臣政務官

山井 和則 厚生労働大臣政務官

近藤 洋介 経済産業大臣政務官

津村 啓介 内閣府大臣政務官(国家戦略担当)

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

(事務局長) 泉 健太 内閣府大臣政務官(少子化対策)

その他、事務局長代理、事務局次長、事務局員

「新成長戦略」について(抄) ~平成22年6月18日 閣議決定~

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

(6)雇用・人材戦略

~子どもの笑顔のあふれる国・日本~

【2020年までの目標】

『誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の実現による出生率の継続的上昇を通じ、人口の急激な減少傾向に歯止め』

『速やかに就学前・就学期の待機児童を解消』

『出産・子育ての後、働くことを希望するすべての人が仕事に復帰』

(子どもは成長の源泉)

我々は周りの人々の笑顔を我が歓びと感じ、幸せを実感することにより、生きていく力を与えられる。子どもの笑顔が、家族の笑顔に広がり、地域や職場での笑顔に広がる。社会が笑顔であふれることが、日本が活力を取り戻し、再び成長に向かうための必要条件である。我々は、将来の成長の担い手である子どもたちを、社会全体で育てていかなければならない。

(人口減少と超高齢化の中での活力の維持)

70 年代後半以降、出生率が低下傾向に転じ、深刻な少子化が顕在した90 年代以降、累次の対策が講じられたが、公的支出や制度・規制改革において抜本的な対策が実施されず、少子化傾向に歯止めがかかっていない。2005 年には日本の総人口は減少に転じ、現在の出生率の見通しのままでは2050 年の人口は9,500 万人と推計される。将来にわたって、良質な労働力を生み出し、日本の活力を維持するために、今こそ大きな政策転換が求められる。

このため、子ども手当の支給や高校の実質無償化を実行に移し、すべての子どもたちの成長を支える必要がある。また、子育て世代は、消費性向が高く、これらの支援は消費拡大・需要創造の面からも効果が高い上、子ども関連産業の成長にも高い効果をもたらす。

誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を実現することは、女性が働き続けることを可能にするのみならず、女性の能力を発揮する機会を飛 躍的に増加させ、新たな労働力を生み出すとともに、出生率の継続的上昇にもつながり、急激な人口減少に対する中長期的不安を取り除くことになる。また、子どもの安全を守り、安心して暮らせる社会環境を整備する。

このため、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進、放課後児童クラブの開所時間や対象年齢の拡大などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、2020年までに速やかに就学前・就学期の潜在需要も含めた待機児童問題を解消する。また、育児休業の取得期間・方法の弾力化(育児期の短時間勤務の活用等)、育児休業取得先進企業への優遇策などにより、出産・育児後の復職・再就職の支援を充実させ、少なくとも、2017年には、出産・育児後に働くことを希望するすべての人が仕事に復帰することができるようにする。

「新成長戦略」について(抄) ~平成22年6月18日 閣議決定~

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 強みを活かす成長分野 IV雇用・人材分野における国家戦略プロジェクト

我が国は、「人づくり」を社会全体で再構築すべき時期に直面している。急激な少子高齢化の中での成長を実現するため、就学前の子どもから社会に出て様々な経験を積んだ後の大人まで、生涯を通じた能力・スキル向上の機会を社会全体で提供する。

18. 幼保一体化等

すべての子どもたちに質の高い幼児教育と保育を保障することが「人づくり」の起点として必要であり、このため、幼保一体化を含む制度改革と環境整備に全力で取り組む。

具体的には、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合した「こども指針(仮称)」の策定、幼稚園・保育所の垣根を取り払い (「保育に欠ける要件」の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供する「こども園(仮称)」に一体化、実施体制の一元化を行うとともに、指定制度の導入、利用者が自ら選択する事業者と契約する利用者補助方式への転換、「こども園(仮称)」について価格制度を一本化等により多様な事業主体の参入促進による様々な子どもの事情に応じた幅広いサービス提供を行う。

2017年には待機児童が解消し、保護者の就労形態等によらず、すべての子どもに質のよい成育環境が整備されることが期待される。

Ⅵ 雇用・人材戦略 ~子どもの笑顔あふれる国・日本~①

2011年度に 2013年度までに 2020年までに 早期実施事項 (2010年度に実施する事項) 実施すべき事項 実施すべき事項 実現すべき成果目標 ・幼稚園、保育所の垣根を取り払い 1. 待機児童の解消(就学前)~育児サービスを質量ともに増強~ (保育に欠ける要件の撤廃等)、 (1)幼保一体化 すべての子どもに 新たな指針に基づき、幼児教育と保育を 「こども指針(仮称)」の策定(幼稚園 ともに提供する「こども園(仮称)」に一体化 保護者の就労形態等に 教育要領と保育所保育指針の統合 ・利用者と事業者が契約する利用者補助方式 (一本化)) よる区別なく質のよい への転換 成育環境の整備 同時に、利用希望競合時の優先順位のつけ方についてのガイドラインの作成 国及び地方における実施体制の一元化 「子ども家庭省(仮称)」の創設等の検討 (「子ども家庭省(仮称)」の創設等) 少なくとも2017年には 働くことを希望する (2)多様な事業主体の参入促進 ~ イコールフッティング等~ すべての人が仕事に 指定制度の導入 客観的基準による施設認可の徹底 復帰できる体制の整備 (施設型・非施設型を問わず多様なサービス を客観的基準により指定) ・施設整備費の在り方の見直し ・「こども園(仮称)」について価格制度を一本化 運営費の使途範囲は事業者の自由度を ①女性の就業継続等 する 持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条 による収入増 件に、他事業等への活用を可能に → 約3.3兆円以上 ・配当が制約されていない旨関係者に周知 株式会社等に対する社会福祉法人会計適 (2020年度) 同時に、育児サービスや職員の質等の評価・情報提供体制、指導監督体制の整備 用の見直し (2020年における (3)育児サービスへの集中投資による環境整備 女性労働力増:約100万人) まちづくりと連携して子育て支援施設の整備を推進する仕組みづくり (再開発等の機会を捉えた新規整備、小学校の空き教室等既存ストックの有効活用による施設誘致等) ②保育サービス等従事 ・子育て支援施設間連携の仕組みづくり(施設・園庭の共有、開放等) 者の増による所得増 ・子育て支援施設への未利用国有地の定期借地権を活用した貸付けや庁舎・宿舎の空きスペースの貸付け等 ・保育ママ等の育成支援 → 約0.5兆円以上 2. 働くことを希望するすべての人が仕事を継続・復帰~サービスメニューの多様化等~ (2017年度) 保育ママ、ベビーシッター、育児支援NPO ・多様なサービスを幅広く指定 延長保育、休日・早朝・夜間・短時間保 等と子育て支援施設が相互連携を行う仕 子育で利用券制度等利用者が選択でき ③新規雇用者数 育、一時預かり、病児・病後児保育、事 組みづくり る仕組みを整備 業所内保育等の提供に対する支援 → 約16万人以上 (2017年度) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の体制を育児・教育支援の観点から改善・強化(小 放課後対策の体制を整理・強化 1、小4の壁解消) (保育サービス等従事者の増) その他、育児休業の取得期間・方法の弾力化、育児休業取得先進企業への優遇策等をあわせて実施

※ 上記の施策の具体化など詳細については、引き続き「子ども・子育て新システム検討会議」において検討(2011年通常国会までに所要の法案を提出)

Ⅵ 雇用・人材戦略 ~「新しい公共」-支えあいと活気のある社会の構築~②

早期実施事項 (2010年度に実施する事項)

2011年度に 実施すべき事項

2013年度までに 実施すべき事項

2020年までに 実現すべき成果目標

- 2. 資金の流れを変え、国民が支える公共を構築
- (1)「新しい公共」円卓会議の提案への政府の対応を踏まえ、平成23年度税制改正における実現に向け、 税額控除の割合や対象法人、実施時期に関する検討など、具体的な制度設計を推進

具体的に制度設計し、平成23年度税制改正において実現

- (2)NPO等を支える小規模金融制度の見直し等
 - ・NPOバンクに対する総量規制及び指定信用 情報機関の使用・情報提供義務等の適用 除外の措置
 - ・一定の要件を満たす貸付事業を行う地域生協 について県域規制を緩和
 - ・日本政策金融公庫によるNPO等向け融資の 普及を図る
- (3)NPO等の新しい公共の担い手を、企業による社会的取組と連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援

支援内容の制度設計・具体化

- (4)地域コミュニティのソーシャルキャピタルを高める先進的な活動の促進・支援等
 - ・ソーシャルビジネス事業者への金融支援促進
 - ・地域金融を活用したファンドを通じた、「地域の 志ある投資」の促進を年内を目途に検討等
- 3. 社会・環境分野の課題解決と経済成長を一体的に推進し、国民の不幸を最小化
- (1)政府だけでは解決できない社会的諸課題に対して、様々な主体が参画し、協働して国民のニーズにきめ細かに 対応することで解決
 - ・自殺に対する対策強化、生活保護受給者や若年無業者の自立支援、ひきこもりの社会参加支援
 - ・高齢単身世帯の見守り・地域生活支援・刑務所出所者等の社会復帰支援・「食」を軸とした地域コミュニティの再生
 - ・全世代にわたるボランティア機会の拡大
 - ・子ども・子育て施策の現金給付と現物給付の組み合わせ等を含め、市町村の裁量で一体的な提供する仕組みの検討
- (2)社会進歩を測定する指標づくりに関し、各国政府及び国際機関と連携し、新しい成長及び幸福度について調査研究を推進幸福感・満足感を引き上げる観点から社会的課題を解決

有識者からなる研究会を立上げ、幸福度 について調査研究を推進 政策効果と関連指標の関係等を検証しつつ、関連指標の統計の整備と充実を図る

国民の自発的な寄附の流れをG DP比5~10倍増

個人寄附 約1千億円(2009年)(注) (GDP比 0.02%)

→6.5千億円~1兆3千億円 (GDP比0.1%~GDP比0.2%)

(注)家計調査の1世帯あたりの年間 寄附金額に世帯数を乗じて推計。

幸福感の低い人の割合を減らす

幸福感 平均6.5点(注)を引き上げる

(注)現在どの程度幸せか、○点(とても不幸)から10点(とても幸せ)で質問(平成21年度国民生活選好度調査)